

都市景観形成基準適合確認書

(川越駅西口地区都市景観形成地域／住宅地区)

都市景観形成基準		チェック欄		
建築物及び工作物に関する基準	敷地面積	○ 敷地の細分化は、極力行わない。やむをえず、細分化を行う場合は狭小敷地にならないように努める。	<input type="checkbox"/>	
	形態・意匠	色彩の基準	○ 間口幅の大きな建築物は、分節化を図り町並みと調和するように努める。	<input type="checkbox"/>
			○ 公共空間（道路や公園等）への正面性に配慮しつつ、周囲の町並みや環境との調和を図るとともに、壁面の後退や分節化などにより、圧迫感を与えないように配慮する。	<input type="checkbox"/>
			○ 道路に面した車両の出入口は、必要以上に大きくならないようにし、町並みの連続性に配慮する。	<input type="checkbox"/>
			○ 共同住宅では、バルコニー等の形態の工夫により、公共空間（道路や公園等）から洗濯物などが見えにくくなるように配慮する。	<input type="checkbox"/>
			○ 屋外階段は、建築物本体との一体感や調和に配慮する。	<input type="checkbox"/>
			○ 屋外に設置される建築設備等については、公共空間（道路や公園等）から目立たないような場所への設置や目隠しの設置について配慮する。	<input type="checkbox"/>
			○ 自然素材の使用に努める。	<input type="checkbox"/>
	○ 建築物の外壁や工作物の外観を構成するものの色彩は、周囲の町並みや環境との調和を図るとともに、表 1 のとおりとする。	<input type="checkbox"/>		
	○ 各立面につき、当該面積の 10 分の 1 以下の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、表 1 は適用しない。	<input type="checkbox"/>		
	○ 建築物の外壁や工作物の外観を構成するものは、落ち着いた色調を基本とする。	<input type="checkbox"/>		
	○ 多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する色の数や面積等のバランスに十分配慮する。	<input type="checkbox"/>		
	○ 着色していない木材、土壁（漆喰仕上げを含む）、石材、ガラス、金属等の材料によって仕上げられる部分の色彩は、表 1 は適用しない。	<input type="checkbox"/>		
○ 他の法令により定められた色彩については、この制限を受けないものとする。	<input type="checkbox"/>			

様式第 3 号（第 2 条関係）

建築物及び工作物に関する基準	形態・意匠への配慮・工夫事項の説明		
	門塀・擁壁等	○ 道路に面する側には、生け垣等を施すように努める。塀を設ける場合は、道路側に圧迫感を与えないような高さとし、道路と塀の間に植栽を施す等の配慮をする。	<input type="checkbox"/>
		○ 門柱、門扉については、上記の制限は及ばないものとする。	<input type="checkbox"/>
	門塀・擁壁等への配慮・工夫事項の説明		
仮設物	○ 仮囲い等の工事用仮設物や仮設建築物などは、歩行者の快適性を考慮するとともに、良好な景観を損なわないように、設置場所、形態、色彩等に配慮する。	<input type="checkbox"/>	
その他の基準	夜間景観	○ 良質な夜間景観を演出するように努める。	<input type="checkbox"/>
		○ 屋外の照明は、周辺環境に配慮し過剰な光が周囲に拡散しないように配慮する。	<input type="checkbox"/>
		○ 屋外の照明は、建築物や工作物の形態・意匠や用途に合わせ、それぞれにふさわしい色温度となるように配慮する。	<input type="checkbox"/>
	屋外広告物	○ 川越市屋外広告物条例や関係法令を遵守する。	<input type="checkbox"/>
		○ 屋外広告物の形態・大きさ・色彩・取り付け位置等は、建築物及び町並みに調和したものとする。	<input type="checkbox"/>
		○ 自己の用に供する看板以外の屋上広告物は設置しないものとする。	<input type="checkbox"/>
		○ 屋外広告物に使用する色彩は、表 1 の色彩の範囲となるように努める。	<input type="checkbox"/>
		○ 置看板を設置する場合は、設置場所に配慮する。	<input type="checkbox"/>
	緑化等	○ 既存樹木については、できる限り保存し活かす。	<input type="checkbox"/>
		○ 公共空間（道路や公園等）に接する部分については、緑化を図るなど、空間のつながり方に配慮する。	<input type="checkbox"/>
その他の基準への配慮・工夫事項の説明			

地域が定めた自主的な規定です。景観法等に基づくものではありません。		
自主規定	<input type="radio"/> 主要な通りに面する建築物の 1 階は、できるだけ商業系の用途とするように努める。	<input type="checkbox"/>

<表 1 川越駅西口地区の色彩の範囲> (数値はマンセル表色法によるマンセル値)

色相	明度	彩度
7.5R~7.5Y (7.5Y は含まない)	2 以上 9 以下	6 以下
7.5Y~7.5GY (7.5GY は含まない)	2 以上 9 以下	4 以下
7.5GY~7.5RP (7.5RP は含まない)	2 以上 9 以下	2 以下
7.5RP~7.5R (7.5R は含まない)	2 以上 9 以下	4 以下

備考 チェック欄については、該当する口にレ点を記入してください。

「主要な通り」とは、川越駅南大塚線、国道 16 号、市道 1501 号、1526 号をいいます。